

施設等の種別表記について（凡例）

※本名簿では、施設種別を次のような略称で掲載しています。
（種別は令和5年4月現在で整理しています。）

◆ 保護施設

救護施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（救護）
更生施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（更生）
授産施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生保授産）

◆ 老人福祉施設

養護老人ホーム（一般・盲）・・・・・・・・（養護老人）
特別養護老人ホーム・・・・・・・・（特養）
軽費老人ホーム・・・・・・・・（軽費）
老人デイサービスセンター・通所介護（デイサービス）・・・・（老人デイ）
短期入所生活介護（ショートステイ）・老人短期入所施設・・・・（老短期入所）
老人福祉センター・・・・・・・・（老人センター）

◆ 児童福祉施設

助産施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（助産施設）
乳児院・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（乳児院）
母子生活支援施設・・・・・・・・・・・・・・・・（母子生活）
保育所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（保育所）
幼保連携型認定こども園・・・・・・・・（こども園）
児童養護施設・・・・・・・・・・・・・・・・（児童養護）
児童心理治療施設・・・・・・・・（児童心理）
児童自立支援施設・・・・・・・・（児童自立）
障害児入所施設・・・・・・・・（障害児入所）
児童発達支援センター・・・・・・・・（発達センター）
児童厚生施設・・・・・・・・・・・・・・・・（児厚）

◆ 障害福祉サービス事業等

障害福祉サービス事業(※)・・・・・・・・（障害福祉）
障害者支援施設・・・・・・・・（障害支援施設）
障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）・・・・（障害児通所）
相談支援事業・・・・・・・・（相談）

※ 「障害福祉サービス事業」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助を指す。

◆ その他の施設

社会福祉法に基づく授産施設・・・・・・・・（事業授産）
無料低額診療施設・・・・・・・・（無低診療）
婦人保護施設・・・・・・・・（婦人保護）
訪問介護・居宅介護支援等・・・・・・・・（居宅）
上記以外の施設・・・・・・・・（その他）